

長崎県民の森次期指定管理者の候補者決定について

1. 指定管理者候補者

社団法人 長崎県林業コンサルタント
会長 中江 勝春(長崎市飽の浦 5-3 菱興ビル 6F)

2. 選定経過

(1) 募集期間 平成 20 年 7 月 1 日 ~ 平成 20 年 7 月 31 日

(2) 応募団体(1 者)

・社団法人 長崎県林業コンサルタント

(3) 選定方法

平成 20 年 9 月 11 日に、外部有識者 4 名で構成する指定管理者選定委員会において、長崎県民の森の管理運営方針や事業計画等について、申請書の審査を行った。

(4) 選定委員(4 名)

学識経験者、森林環境教育団体代表者、森林ボランティア団体代表者、財務関係の専門家

(5) 選定結果

(審査表及び採点基準は別紙「長崎県民の森指定管理者選考基準」のとおり。)

・社団法人 長崎県林業コンサルタント 85.75 点(4 名の委員の平均点) 100 点満点

(6) 選定理由

・評価のポイントは、85.75(4 名の委員の平均点)。 100 点満点
・指定管理者として、適任であると判断された。

(7) 議事要旨

別紙「選定委員会議事要旨」のとおり

(8) 事業計画書

・社団法人 長崎県林業コンサルタント事業計画書
長崎県林務課において閲覧できます。

3. 今後のスケジュール

平成 20 年 11 月定例議会に議案提出
(「公の施設の指定管理者の指定について」)

議決後、指定管理者として知事が指定
次期指定管理期間

平成 21 年 4 月 1 日 ~ 平成 24 年 3 月 31 日(3 年間)

4. 問い合わせ先

〒850-8570 長崎市江戸町 2-13
TEL 095-895-2988
FAX 095-895-2596
E-mail:s07090@ma.pref.nagasaki.jp

長崎県民の森指定管理者選考基準

事項	区分	配点	評価の観点	事業計画書記載箇所	評価	減点の理由
1 県民の森に関する理解度と管理の基本方針	県民の森の管理運営方針に関する事項	5	・ 管理運営するにあたっての基本方針	1 - 1		
			・ 住民の平等な利用の確保	1 - 2		
			・ 個人情報の保護に関する取り組み姿勢	1 - 3		
	指定管理者制度の理解度と取り組みの基本姿勢	5	・ 県民の森の効用の最大限に発揮に関する姿勢	1 - 4		
			・ 利用者を増加させるための考え方	1 - 5		
			・ 管理費用の縮減に関する取り組み姿勢	1 - 6		
小 計		(10)				
2 県民の森の管理運営に関する事項	安全・安心で快適な利用サービスの提供	15	・ 開園日、開園時間は適正か	2 - 1 2 - 2		
			・ 植生等の維持管理方法は適正かつ具体的か	2 - 3		
			・ 景観維持の手法は適正かつ具体的か			
			・ ゴミの減量化、分別、リサイクルなど処理方法は適正化	2 - 4		
			・ 安全・安心・快適な利用の提供に関する認識	1 - 7		
			・ 危機管理に対する認識			
			・ 利用者の要望把握と実現策についての提案	4 - 2		
			・ 軽微な補修・修繕についての考え方及びその方法は適切か	2 - 6		
	県民の森を利用した森林・林業の普及啓発やイベントの企画、県民の森の利用促進について	15	・ 県民の森を利用した森林・林業の普及啓発に対する提案	1 2		
			・ 利用者のニーズに沿った森の案内人の活用方法は適正かつ具体的か	2 - 5		
			・ 県民の森の利用促進に関する方針・手法についての具体的かつ実現性の高い提案	1 - 4 1 - 5 2 - 7		
			・ 各種施設の利用者増に対する取り組み及び具体的提案			
小 計		(30)				
3 収支計画について	利用料金の設定及び増収計画について	10	・ 利用料金は適正な設定か又現使用料と乖離していないか	3 - 1		
			・ 適正な割引・減免か又現割引と乖離していないか	3 - 2		
			・ 提案に対し適切な増収計画となっているか	3 - 3		
	収支計画について	20	・ 不適切な収入が計画されていないか	3 - 4		
			・ 管理運営の提案に対し適切な収入計画となっているか			
			・ 管理運営の提案に対し適切な支出計画となっているか			
			・ 人件費の設定に不適切はないか			
			・ 管理経費の県負担額の程度			
・ 提案に対し、利用料金収入の設定は適切か						
小 計		(30)				
4 県民の森を管理する組織及び人員等に対する提案	県民の森を管理する組織及び人員等に対する提案	30	・ 相当の知識及び経験を有する適切な人材の配置 ・ 管理運営全般を行うに足る職員の適切な配置 ・ 管理体制及びその業務を安定して維持できる人的基盤・財政的基盤の程度	5		
小 計		30				
合 計		(100)				
5 その他	その他		・ 地域との連携及び地域からの雇用の程度	4 - 1		
			・ その他特記すべき事項	4 - 3		

長崎県民の森指定管理選定委員会 議事要旨

日 時：9月11日(木)13:00~15:30

場 所：県庁2A会議室

- 1 開会
- 2 事務局挨拶(林務課長)
- 3 事前協議
- 4 申請者に対するヒアリング

(1) プレゼンテーション

課題：今まで実施してきたことの課題と反省を踏まえての事業の発展性について

(2) 質疑応答

森林セラピーに限らず、地元地域や住民、インタープリターなどのボランティアグループ等との連携について。

回答

会議を開催しており、メンバーには遠藤周作館や伊佐の浦の関係者などの地元住民や、長崎市や西海市の関係者、インタープリター会員とし、意見交換をしている。

職員等の教育について。

回答

職員の一部は行政が運営していた時からの職員もあり、上から見る習慣もあったので、おもてなしの考えを持つよう職員に指導すると共に、来園者が安心して県民の森を利用できるよう研修している。

インタープリター会との今後の連携について。

回答

インタープリターには森林教育をお願いし、自分達はたけのこほり等の、森での実践活動を実施するようにしている。ただし、インタープリターの予算が少なく、予算を増やせば、他の予算を削る必要があり、全体経費との兼ね合いがある。

学校、子ども会、育英会などのへの参加の働きかけについては、どのように展開する予定か。

回答

学校への呼びかけは実施しているが、逆に学校に来てくださいとの回答が多い。

また、学校の場合、早めにスケジュールを押さえる必要がある。

県民の森では、どんぐり教室などを開催しているので呼びかけていきたい。

県民の森の認知度向上対策について

回答

キャンプ場や木工館の利用をPRして、県民の森の利用を増やしていきたい。

キャンプに来る人は、夕方来て朝帰るというパターンが多いため、県民の森の中で過ごしてもらえよう、全体的な取り組みが必要である。

他の施設の状況を研究していく予定。

公募申請書を見てみると、収入は年々増える計画であるが、支出は変化がない。

なぜか。

回答

支出の殆どが固定経費である。人件費のアップも検討しなければならないが、県民の

森の収益だけでは無理があるため、一部の経費をコンサルの公益事業での補充も行っている。

県民の森を教育のフィールドとして、教職員にも働きかけてほしい。

ボランティアの研修体制を整備してほしい。

(3) 採点

(4) 得点集計

(5) 候補者選定

指定管理者として、適任であると判断された。

5 閉会

- ・ 今後の指定管理者決定までのスケジュール及び選定結果の公表について説明
- ・ 閉会挨拶(林務課長)